

# 矢羽の使用に関する準則の運用マニュアル

平成27年4月30日版

公益財団法人全日本弓道連盟

本マニュアルは、矢羽の使用に関する準則（以下「本準則」）に基づくトレーサビリティ証明書等の運用における基本的な考え方や統一した取扱いを定めることにより、本準則の運用の円滑化を図ることを目的として策定したものです。

今後、本準則及び本マニュアルを改定する場合には、その都度公表しますので、ご注意のうえ、最新版の内容をご確認ください。

なお、本準則及び本マニュアルにつき、ご質問がある場合には、当連盟事務局まで電子メール等により、お問合せください。

## 1. 本準則制定の趣旨について

- 種の保存法を管轄する環境省によれば、現在保有している羽根については、種の保存法に該当する場合であっても、入手の時期を問わず、これを使用することについては問題がない。一方、入手の時期を問わず、種の保存法に該当する羽根を譲渡、譲受、販売などすることは、法により禁止されている。
- ただし、オジロワシについては、国際的にはワシントン条約においても特に厳しい規制がなされ、種の保存法においても、国内種・国外種を問わず、授受が禁止されているため、弓道関係者において需要が生じると密猟や密輸などの違法な入手行為を誘発する危険性が懸念される状況にある。また、オオワシについては、昨年の調査委員会の調査によって密猟による矢羽の流通が確認されており、これを根絶する必要性が高い状況にあった。このため、理事会の決議により、オオワシとオジロワシについては、大会等において使用しないことが決定され、本準則が策定されたものである。
- このように、本準則は、「矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）」の作成と携行を通じて、弓道関係者が保有する矢羽の入手経路等を明確にし、各自が法令順守の意識を再認識して行動することにより、違法な方法で入手された矢羽を流通の場から排除し、もって密猟や密輸等の行為の根絶につなげることを目的としている。

## 2. 本準則の運用における基本的な考え方について

- 本準則は、第1条に定めるとおり、自然保護・伝統文化保護との調和を図りつつ法令の遵守を徹底することを目的とするものである。ここでは、本準則の適用により、違法性のある矢羽を使用してはいけないという意識を弓道関係者に周知・徹底することが第一義的な目的であり、使用者を処分することを本旨とするものではない。（なお、昨年、違法な矢羽の取引に関与したことによって倫理委員会による処分を受けた者があるが、これは調査の結果として取引への関与の仕方や程度において重大な問題があったことが判明したことによるものであり、違法な

疑いのある矢羽を保有・使用・購入等したことを理由に直ちに処分の対象となるものではない。本準則は、そのような処分を目的とするものではない。）

- ・ また、現時点の運用においては、地連においても「矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）」の携行を確認することにより、各自が自らの使用する矢羽の種類について自覚し確認をするとともに、法令順守に向けた自らの責任について再認識することも目的の一つである。
- ・ 将来的には、密猟や密輸による矢羽等の違法性のある矢羽を完全に根絶することを最終的な目標とするものであるが、現時点の運用においては、上記のように、法令順守に関する意識や責任につき弓道関係者の自覚を促すことが主目的であり、違反者の処分が目的ではないため、すべての局面において、段階的指導を基本とした緩やかな運用がなされるべきものである。

### 3. 本準則が適用される審査・競技会について

- ・ 本準則は、全日本弓道連盟及びその構成員たる地連（加盟団体）及び支部等が主催する審査・競技会・講習会のすべてに適用される。
- ・ 本準則の適用範囲には、上記の行事における矢渡、射礼も含まれる。

### 4. 本準則における「会員」の考え方について

- ・ 本準則は、全日本弓道連盟の加盟団体のすべての会員を対象とする。加盟団体（地連）の会員は全日本弓道連盟の直接の会員ではないが、本準則の目的である法令の順守等を達成し本準則を有効に機能させるためには、すべての弓道関係者の協力が必要不可欠であることから、本準則においては、加盟団体（地連）の会員のすべてについて、本準則を守るべき「会員」として運用する。

### 5. 周知・指導について

- ・ 会員への直接の指導は地連及び連合会が行うものとし、審査・競技会・講習会などにおける開会式等を利用して、本準則の目的、意義等を説明するものとする。

### 6. トレーサビリティ証明書について

- ・ 「矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）」は、本準則の規定に該当する矢羽の保有者が自主的に作成し携行するものであり、全日本弓道連盟や地連に対して提出すべきものではなく、何らかの機関や組織により証明や登録がなされるものでもない。（証明書は、使用する矢が違法か適法かを証明する等のものではなく、使用者自らが、使用する矢の出所を証明（申告）する書類である。）
- ・ 証明書への記載は、矢の入手ごとに、羽根の種類ごとに分けて、本数を記載する。
- ・ 入手元の記載については、原則としては弓具店や個人の名称を記載するものとするが、過去に購入して入手元が分からなくなっている場合などは、空欄もしくはその旨を

証明書に記載する。

- 証明書を作成した後に入手した矢については、新しい矢を入手するごとに、追加で同様の記載を行う。
- 矢羽番号については、保有者が適宜付するものでよい。（必ずしも古い物から順番に番号を付す等の必要はない。）
- 証明書には、自ら確認の便宜等のために裏面に写真を貼付するなどしても構わないが、必ずしも写真を添付する必要はない。
- 証明書はコピーでも構わない。各自が携行しやすく、監査委員及び補佐員が確認しやすい形状や方法で携行すればよいものとする。

#### 7. 監査委員及び補佐員について

- 監査委員は、全日本弓道連盟会長が任命する。
- 監査委員の任務を補佐するため、各地連に補佐員を置くものとする。補佐員は地連で推薦し、全日本弓道連盟会長がこれを任命する。なお、人数は各地連2～3名とする。
- 地連における補佐員の変更交代についてはその都度、全弓連に届け出、全日本弓道連盟会長が新補佐員を任命する。

#### 8. 監査委員及び補佐員による監査について

- 監査委員及び補佐員は、本準則の規定に該当する矢羽が使用される際に、「矢羽の適正入手証明書（トレーサビリティ証明書）」の携行を確認する。ただし、確認の方法は、弓具審判とは異なり、該当すると思われる矢羽に気付いた時に、随時実施するものとする。
- 上記のとおり、監査委員及び補佐員の任務は弓具審判とは別の任務となるため、両者を兼務しても構わないが、兼務にあたっては、趣旨が違うことを十分に理解して対応してもらう必要がある。
- 本準則の趣旨に鑑み、現時点における監査委員及び補佐員による監査は、違反者を発見することを目的とするのではなく、証明書の記入と携行が遵守されていることを確認する程度のものに留めてよい。
- 監査委員又は補佐員が違反者を発見した場合でも、まずは緩やかな口頭での注意を行うなどの方法により、次回から準則を守ってもらうよう指導する。同一人に対して複数回の注意をしても改まらない場合には、監査委員又は補佐員より中央競技団体に報告をし、善後策を考える。
  - 矢羽に使用されている鳥の種類が分からないなどの場合には、直ちにその矢羽の使用を排除するのではなく、弓具商の協力を得て確認してもらうように指導を行う。

以上